

## 明治六・七年の青森県情

— 北代正臣「上陳及び諸伺書」他 —

沼田 哲

(1) 廃藩置県後の明治四年一月七日初代青森県権令に任命された(一二月二九日着任)菱田重禧は、治政早々に野田豁通権参事と対立し、野田は五年八月辞職、後任には那須均が任命された。政府の方針を性急に県政に推進をはかろうとする菱田権令に対しては、特に旧弘前藩士族を中心に不満が蓄積されていった。この時期の弘前士族には、幕末戊辰戦争期以来の旧藩内の抗争が、廃藩後にも継承され、守旧派士族で島津久光に傾倒し尊王攘夷論を保持し続けていた山田登一派による、旧藩主津軽家の家政問題をめぐる抗争として展開されていたという事情が存在する。<sup>(2)</sup> 山田登一派は、「半髪佩劍混々沌々タルノ前世界ヲ是ト致シ、恬然未相悟、今日ハ封建ノ御布達有之カ、明日ハ從四位(旧藩主津軽承昭)帰国可致カト相待居候」とか、「弘前士族は一般に鹿兒島を慕ひ未だ断髪を肯ぜず両刀を脱せざるものもありて、動もすれば県官に抵抗する氣勢あり」と評された旧弘前藩士族の実情にその政治的基盤を有しており、このような情況の解消は簡単なものではなかったと言われる。更に弘前士族の不満は具体的には家禄の問題において根強いものがあり、それが不

不穩の動きとなつて表面化するのが、明治六年五月に始まる士族の正米支給要求であつた。この年氣候不順で米の減収・米価騰貴が予想され、一方士族に対する家禄支給が年四期分割支給の「石代渡し」となつており、士族達は、家禄の一括支給か正米渡しに変更せよとの要求を掲げ、数百名から多いときには二千名に及ぶ旧藩士族が集会し、「県庁へ迫り強願ニモ及フヘキ」不穩な態度を示した。しかも彼等の動き出した原因はそれだけではなかつた。この事件に対処した県庁側役人たちは「此一件ハ表ニ米融通歎願ノ義申出候得共詰リ從來ノ藩政ヲ是トシ今日ノ御政治ニ不服権令ヲ忌ムノ私怨上ヨリ釀成スル所」である<sup>(6)</sup>と見ていたのである。この事件は県が豪商の小野善助らに対し米の融通を依頼したこと、事態を重視した政府が派遣した大蔵省六等出仕北代正臣の説論が成功し、七月三〇日士族総代が北代に請書を提出してようやく落着した。

この弘前士族の反抗は、明治七〇一〇年にかけて全国各地で勃発した士族反乱に比すれば、きわめてささやかな規模のものであつたが、しかしこの一件の落着後の六年八月二四日権令菱田重禧が免官・位記返上を命ぜられ、鎮静に携つた北代正臣が大蔵省五等出仕兼任で青森県権令に

任命されたことは、士族の反抗という事実を政府が重視した結果であったと言うことができる。北代権令は着任後士族対策に力をいれ、前述の津軽家家政をめぐる弘前士族の抗争を「県治ノ妨害」として、旧藩士族層の旧態の一掃を県政の急務として遂行しようとした。<sup>(8)</sup>北代は七月一月五日には専任権令となったが、同年二月一〇日内務省五等出仕となつて転出した。佐賀の乱の勃発に際して大久保内務卿に随行参軍のためであつた。

以上先行諸研究<sup>(9)</sup>に拠つて明治六年の弘前士族の「反抗」について、周知の事柄を改めて概観したのは、実はこの問題に登場した二人の権令、菱田重禧と北代正臣に関わる史料を、たまたま国立国会図書館憲政資料室所蔵の史料中に見出したためである。

明治初年（明治五年〜一〇年代前半）の青森県の情況についての研究を見ると、残念ながら未だ十分な成果が蓄積されているとは言ひ難いと思われる。その理由の一つとしては、当該時期に関する史料がかなり散逸していることがあると思われ<sup>(10)</sup>る。筆者は青森県の近代史を専門とするわけではないが、かねてこの点については気にかかつており、これまでも当該時期に関わる史料の紹介を試みたことがある。<sup>(11)</sup>青森県近代史の体系的で詳細な研究の更なる進展のためには、一方で県内所在の近代史料についての調査が更に行われるべきであろうが、それと共に県外各地の諸機関の所蔵史料についても調査を及ぼす必要がある。今回の筆者の試みも、その一環として位置づけられれば幸いである。以下においては、まず今回の史料について簡単な解説を行い、ついで全文を掲出して大方の利用に供したいと思う。

(2)

まず菱田重禧に関する史料について（菱田の略歴については前注(1)を参照）。本史料は国立国会図書館憲政資料室蔵の伊藤博文関係文書中に収められている「弘前県士族ノ暴動」（文書番号三一六）と題されたものであり、内容は明治七年二月六日付の「作間大兄」宛の菱田重禧書簡である。<sup>(12)</sup>

前述の如く菱田は前年八月二四日付で免官・位記返上となつていた。この書簡はそれから約半年後に記されたことになる。その中で、菱田は維新後の自らの経歴、福島県・青森県での自分の治政について顧みており、特に福島においては「蔽ヲ主トシ一意ニ規律ニ充」てる行政を行い、「土民沸騰」を鎮庄し「民心翕然一定シ治メ易キニ至」つたことを自負しており、青森県権令としても、明治五年中は「斗南士族授産」のために尽力して「米九万石御下渡開拓委任ノ特許ヲ得」、六年初にようやく実地に処すことができたことを自らの成果と述べている。ついで六月以降における「弘前士族暴動セントス」の情況への対処については、弘前士族が「余ヲ仇視シ百方誹謗流言シ、愚民モ亦煽動」された結果、鎮静が不成功に終つたことを認め、免官の理由を「弘前士族暴動不形而輕挙出京兵備ヲ請」うたことによるかと反省している。しかし彼は免官を「不堪遺憾」として再出仕を強く希望し、その周旋を「作間大兄」に依頼しているのである。当事者であつた菱田の心境を示す史料として興味深いものと思われる。

ところでこの書簡の宛先たる「作間大兄」とは誰のことであろうか。本史料によれば「余ト大兄相識ル玆ニ七年」「明治之初同寮ヲ辱クス」

「同三年再任大史、同月転任按察権判官、乃チ大兄ト別レ」といった記述が注目される。つまり「作間」と菱田は明治元年同僚であったという。

菱田の履歴によれば彼は「明治元年三月徴士総裁局史官」である。そこで、まず『百官履歴』を検したが「作間」姓の記載は無く、ついで『官員録』を順に検索してみたところ、例えば『太政官日誌二一官員録』（慶応四年五月）には、行政官の史官に菱田文蔵、同試補に作間正之助の名前が見出され、『太政御職明鑑』（同年八月）では議政官史官作間正之助、行政官史官菱田文蔵とあり、『官員録』（明治二年五月）では議政官史官作間正之助、行政官権判事菱田文蔵となり、同年一二月の『官員録』では太政官権大史に正七位守源朝臣正臣作間と出ている。更に『明治過去帳』を調べて見ると「作間一介（正臣）」の項があり、まず「山口県長門の人。姓は源、諱は正臣、旧称正之助、弘化三年生る。」とあり、続けて「明治中興の初め徴されて行政官史官を拝す：尋で議政官史官に遷り：二年七月：権大史と為り」との記載があった。<sup>(13)</sup>このような記事と前引の菱田の記述をつきあわせ、現在のところ「作間大兄」は作間正臣であると考えたい。

なお菱田のこの史料に見られる依頼は、その後の彼の経歴を見ると、果して効果があったかは疑しいと思わざるを得ない。

### (3)

次に北代正臣関係の「明治七年上陳及び請伺綴」と題された史料Ⅱについて述べる。本史料も同じく憲政資料室所蔵の品川弥二郎文書中に収められている<sup>(14)</sup>（文書番号八八八）。本史料はその「目録」によれば一六

項目が列挙されている。<sup>(15)</sup> まずその一々について日付を検すると、明治六年一二月のもの二件、明治七年一月のもの五件、明治七年二月のもの八件、明治七年とのみあるもの一件ということ、短期間に集中している。

またこれらの差出人はすべて北代正臣であるが、その肩書が「青森県権令」とあるものが一四件、「大蔵省五等出仕兼青森県権令」としたもの一件（No.17）、「内務省五等出仕」としたもの一件（No.3）ということになる。提出先は「右大臣岩倉具視殿」が三件、<sup>(16)</sup>「内務卿大久保利通殿」が五件、「内務卿大久保利通殿・大蔵卿大隈重信殿」連名宛四件、「司法卿大木喬任殿」二件、「工部卿伊藤博文殿」一件、「警保察大警視川路利良殿」一件という具合である。

次に本史料の内容、構成について若干指摘しておきたい。No.1の「密白書」は、まず県官の県治の失敗や治績不十分の理由などについても述べているが、それと共に「去日参殿ノ時本文ノ旨趣……粗々言上候處一切記載具状候様」との内命により「本日浄書別冊綴共奉供御展覧候」と述べているところからは、No.1はいわばNo.2以下の諸項目の総論でもあると言えよう。更にNo.2以下の史料について見てゆくと、No.2「上申書」において各県情が報告されている中で、例えば青森県については八項目にわけて記されているが、①「則右党派之姓名書別紙第一号之通」、②「（三本木野の開墾について）将来之見込相付不申、依之別紙第二号之通」、③「（東奥義塾他の教員の雇入について）依之別紙第三号之通奉伺候間」、④「（北海道渡島との関係について）別紙第四号之通合併之御處断奉伺候」、⑤「（旧弘前藩の時農民私有田畑買上處分について）方之御政体上甚支吾致シ候事ニ有之、依之別紙第五号之通」等と記して

いる箇所があり、それらについてNo(3)以下の諸項目を見てゆくと、②の件については、No(16)が同趣旨のものとして符合する（「別紙第二号」そのものであるかは確定できない。以下も同様。）。同様に③はNo(5)と、④はNo(4)と、⑤はNo(7)と夫々対応すると考えられる。①については対応するものは本史料中に見出せない。

なおNo(2)の秋田以下諸県についての部分及びNo(3)(5)(9)(13)の各項目は、直接青森県に関するものではないが、例えばNo(3)は宮城県の記述の中に「別紙第七号」とあるところと関係し、No(8)は岩手県に関する記述中「別紙第九号之通り奉伺候」と対応している。

本史料を一読し、きわめて異色の内容を含むものとして注目させられたものは、前述の④項とNo(4)の記述である。北代は、青森県は「北海道渡島州トハ讒ニ一芾帯水ヲ隔テ函館松前之如キ内地之数壁ト两岸相映、土風人情亦極テ致類似申候」と述べ、しかし北海道が開拓使の所管で、治績において内地府県と異なることが多く、その結果両地の人民が互に「相欺キ相軌リ相仇視」するといった不都合な状況が現出しており、これは将来「大禍」の原因となるし、「魯人猖獗ヲ樺太州ニ肆ニシ、駸々乎トシテ南ヲ凶ント」している現況では「民心ヲ一ニ」しておく必要がある。そのためには両地の「治体ヲ同クスル」こと、つまり「所轄ヲ合ス」べきであり、具体的には「北海道所轄ノ地ヲ割キ後志膽振半国以南ヲ挙ゲテ之ヲ内地ニ合」併する、即ち青森県と合併することを主張している。周知の如く廃藩直後、明治四年九月四日、県の統合が行われ、七戸・八戸・斗南・黒石の四県と北海道の館原（旧福山藩）が弘前県に合併され、同月二三日青森県と改称後も、五年九月渡島四郡が開拓使所管

となる迄、北海道の一部は青森県の管轄下にあったという事情がある。北代のこの意見はそれをもふまえているのであろうが、北海道と内地の「民心阻隔ノ弊」を除き、また魯西亜による侵略という「他日ノ禍胎ヲ未萌ニ破ル」ためという理由をつけて、合併を主張していることは、この時期においては異色の意見なのではなからうか。この考えの系譜や同時期の同様の意見の存在の有無など大方の教示を得たく思う。

次に⑤項、No(7)について若干触れておきたい。この問題は、前述の如く北代権令による山田登一派ら弘前土族の取締り等を行っている過程で、明治三年に藩知事・参事名で領内農村の田地を半ば強制的に買上げて土族に土着奨励のため分与した一件が、藩籍奉遷後に実行されたことも含めて追及されるに至ったものであり、その「此際何ト歟果決之御處断無之時ハ、将来物議沸騰之日ニ臨ミ現場處分ニ指支」えるのでその處置について「伺」うというものである。なおこのNo(7)と同文の史料、及びNo(7)の文中で「別紙の号之通告諭いたし」（十月藩知事名告諭・大参事演舌・民事掛小参事演説・租税掛大属演舌の四通）、「第二号告諭書之通り追々土着為致掛」（土族卒えの告諭書・田地買入之者共ヲ慰勞之演説の二通）、「辨官へ何之上取斗候趣ニテ別紙第三号伺書写指出候」（庚午十二月廿五日付辨官宛津軽承昭伺書他）二通と述べられている各「別紙」（No(7)史料にはこれら別紙は付されていない）類を一綴とした史料が別に品川文書中に存在する（文書番号一三九三）ことをあわせて指摘しておきたい。

本史料が北代権令の短期間の県治の活動の実態の一端を良く示すものであることは、No(10)(11)(12)(13)(14)(17)といった諸伺が語っていると思われるし、

またNo(2)・(5)などにおいて示されている北代権令の青森県や弘前などについて認識のあり方とか、県政を如何に政府の方針のもとに推進してゆこうとするのかといったことなど興味深いものがあるが、あまり冗長にわたる解説は如何かと思ひ攔筆する。

なお最後に史料全文を紹介するにあたり表記に關しての若干の凡例を示しておく。

①原文中の割注の部分はハ、Vで示した。

②原文中の次の各語句は夫々表記を改めた。虽ト↓雖ドモ、ト↓ドモ又はトモ、キ↓トキ、↑↓コト、ガ↓ヨリ

③本文中の濁点、半濁点、句読点等は主として紹介者の判断により付したものである。

#### 〔弘前県士族ノ暴動〕(史料一)

謹白余ト大兄相識ル玆ニ七年矣。明治之初同寮ヲ辱クス。余才疎学淺ト雖トモ憂国之誠報恩之志ハ一ナリ。相與ニ黽勉スル喋々ヲ待タズ。明治二年八月余以病辭職蒙允帰養數月病癒又出京。同三年二月再任太史、同月転任按察権判官。乃チ大兄ト別レ奥羽僻遠之地ニ奔走ス。時ニ土民未ダ王化ヲ知ラズ、藩士動モスレバ危疑ヲ抱ク。余力雖不及心自カラ任シ其藩縣ヲ匡救振起センコトヲ。同年九月福島縣権知事ニ転任ス。余赴任ノ初前者ノ治績ヲ察スルニ、創業ノ際民心恟々、加ルニ乱後ノ疫耗ト已巳歳ノ凶荒トヲ重サヌルユヘ其政得不寛、然而人民寛ニ狎レ情ニ趨クノ弊ヲ為ス。余其機ニ投ジ、嚴ラ主トシ一意ニ規律ニ充ツ。同四年二月土民沸騰ス。然レドモ巨魁刑ニ就キ、後チ民心翕然一定シ治メ易キニ至ル。

同年十一月青森縣権令ニ転任ス。余謹テ考フルニ、管内ノ廣キ、殊ニ斗南縣士族ヲ御スルノ難キ、余ガ任ニ非ズト。故ニ辭セント欲ス。而又退テ再思スルニ、難ヲ避ケ佚ニ就クハ男子之事ニ非ズ、且夫廢藩ノ際工事多端ノ秋、臣民ノ責死力ヲ盡ス固ヨリ其分ナリ。因テ翻然自カラ奮激シ、十二月任ニ赴ク。時ニ斗南士族凡一万人餘、菜色ヲ帯ビ飢凍ニ迫ル。コノ燒眉ノ急不可不救。余親シク之ヲ檢シ、同五年三月上京シ、斗南人授産ノ意ヲ寓シ、殖民拓地ノ議ヲ建白ス。其議容レラレ難ク、滯京數月反覆討論シ、終ニ米九万石御下渡開拓御委任ノ特許ヲ得、七月帰縣実施ニ施サントス。豈凶ンヤ事実支悟シ、行ヒ難キノ件々アリ。十二月再北上京シ前事ヲ稟議ス。政府不得已ノ情実ヲ察シ、余之言ヲ所ヲ許可ス。同六年二月帰縣、竟ニ斗南人ヲ處分ス。五月ヨリ六月ニ涉リ、旧弘前縣士族暴動セント欲ス。余心大ニ憂ヒ、早ク威壓セズンバ其弊管内全地ニ波及シ、百事瓦解スベシト。六月十四日発縣急行上京シ鄙衷ヲ具陳ス。因テ大蔵省六等出仕北代氏出張ノ命アリ。余陸行七月十日帰縣、北代氏舟行同月十二日縣地ニ臨ム。抑余之青森ニ在ルヤ、管下士民頑陋、況ンヤ各藩異制ノ餘、人々旧政ヲ慕ヒ皇化ヲ不仰。余日夜<sup>虫クイ</sup>慮、一二朝旨ヲ遵奉シテ開化ノ域ニ訓導セントス。然而旧弘前縣士族、頑固之甚シキ猜忌ノ深キ、余ヲ仇視シ百万誹謗流言シ、愚民モ亦煽動セラル。故ニ余之苦勞ハ幾陪ニシテ其功不挙。是ヲ以テ北代氏ト密議シ<sup>虫クイ</sup>、八月二十二日出京ス。何凶ラン、同月二十日免官ノ命下ル。余恐懼<sup>虫クイ</sup>拜命スルノミ。後余竊ニ考ルニ、弘前士族暴動不形而輕挙出京兵備ヲ請フ、是余之過チナルベシ。然レドモ余ノ本音ハ不然。未幾ニ事ヲ警シメ兵備ヲ固クシ、大イニ為ス所アラントス。而其意不貫、且積年盡<sup>虫クイ</sup>力スル所モ、一併ニ水

瀧ニ帰スルガ如ク、実ニ不堪遺憾。是故ニ仰ギ願クハ官省ニ出仕シ前日ノ志ヲ継ギ、益々皇恩ニ報ヒ奉ランコトヲ。今大兄要路ニ在リ。余之微衷ヲ諒恕シテ、之ヲ高管ニ内達シ給ハム幸甚々々。余方言或ハ過激ニ涉リ不敬ニ失セバ、大兄善ク教誡セラレンコトヲ伏乞。

明治七年二月六日

菱田重禧再発

作間大兄机下

注 前文中※の部分に以下の如き貼紙あり。

「密議云々ハ北代氏曰ク、凡ソ七十縣ノ令ニ君程苦心スル令ハナカルベシ。然レドモ弘前頑愚之徒骨髓ニ徹シ私怨ヲ結ブ。故ニ之ヲ御スル、勞多シテ功難奉。ソレヨリハ官省ノ内ニテ奉職セバ、公私両宜ナルベシ。早々上京シテ此職ヲ辞シ外官ヲ望ムベシトノ内談懇切ニ有之、余亦同意ニ付上京之上可然取計心算ニテ出京之處、已ニ免官ノ御達アリ。此議一寸御内含可被下候事。」

上陳及ヒ諸伺書目錄（史料Ⅱ）

- (1) 一、岩倉右大臣殿江密白書
- (2) 一、青森秋田酒田宮城水澤岩手六縣事情概略上伸書
- (3) 一、陸前石ノ巻港開通之件上陳書
- (4) 一、右大臣殿江後志膳振半国青森縣へ合併之件上言
- (5) 一、外国教師官費御雇入并学資金御下ケ之件
- (6) 一、坑法納税之件伺
- (7) 一、管下津輕郡田地舊弘前藩之時買上之件所分伺

(8) 一、岩手縣管下開墾所土着舊貫屬之者御救助打切之件

(9) 一、鹿角郡管轄替之件

(10) 一、判任以下月給支給振り及判任官以下定員採庸御委任云々之件

(11) 一、違式註違條例増補之件伺

(12) 一、擬律不決伺

(13) 一、縣廳江御国旗掲建之伺

(14) 一、各種新聞部數増御渡之伺

(15) 一、水澤縣之義宮城縣へ合併若クハ同縣廳移轉之件

(16) 一、管下三本木野開墾之件ニ付伺

(17) (目錄には無いが、本文末に伺書あり)

以上

密白書

臣正臣昨年来各縣ニ巡回シテ情々其治蹟ヲ熟察スルニ、或ハ御趣意相貫キ兼或ハ事務相拳リ兼居候。其謂レハ辛未度民部被廢大蔵ニ於テ地方ヲ統轄候ヨリ、自ラ租税ト出納ノ計算ノミ蔽密微細、殊ニ詰責督促止ム時ナク、官員ニハ定限アリテ民政ニ着手ノ違ナキ形リ行キ故ト存申候。

京都府ニ檳村正直・滋賀縣ニ松田道之・足柄縣ニ柏木忠俊・大分縣ニ森下景瑞アリテ治蹟頗ル相觀へ申候。東北ニハ山形縣ニ薄井權參事、宮城縣ニ遠藤權參事アルノミ。其他ノ縣治上ニシテ官省ノ談評下ニシテ、市街ノ新聞等歷々聞見ニ及候へ共、其實際ヲ目撃スル時ハ相違仕候モノニ有之候。縣々壤地隣接候へ共其情實甚シク隔絶シ、甲ハ乙ヲ非議シ前ハ後ヲ評笑シ、條例ノ蔽ニシテ規則ノ密ナルモ、其方向区々ニテ粉紕錯雜

ノ弊不抄候。

均シク貫屬ナリ農ナリ、各縣下往々沸騰暴動ノ憂アル何ゾヤ。是前條ノ如キ紛雜ノ弊アルカ為メノミナラズ、縣官タル者兇初大凡一致ノ情況アリテ失スル所アレバナリ。抑々貫屬農民等原初物論相生ズルノ際ニ當リ、縣官疑懼回顧ノ情至ラザル無ク、或ハ官省ノ聞ヲ憚リ、或ハ世間ノ評ヲ厭ヒ、徒ニ口舌ヲ以テ平穩ノ説論鎮撫ヲ庶幾スル故、却テ意表ノ輕侮ヲ来シ心外ノ暴動ヲ招ク、其通弊ノ源淵職トシテ之ニ由リ申候。

目今内務省御設立相成ル以上ハ、都テノ御指令極テ簡約ノ邊ニ御論決相成度、迎モ從前ノ如キ多端ニテハ、人民御趣意ニ迷惑スルノミナラズ、其地方官ニ於テモ遵奉施行ニ違コレ無ク、方向ニサヘ相呉レ可申候。所詮斯民ヲシテ開化仁壽ノ区域ニ安堵シ、各自生業ニ励精セシメント欲モ、上下ノ情倍々縣隔シ、政理民力弥々背馳シテ、上ハ官省ノミ事毎ニ欧米諸洲文明ノ美ニ模擬相成モ、其下ニ在テハ三府五港ノ他ハ依然タル旧藩ノ弊俗ニテ、維新ノ御政体又何モノタルヲ知ラサラントス。御斟酌奉希候。

方今士人ノ品行頓ニ委微衰頹、殆ンド商賈ノ趣向ニ帰着シ、旧幕府末路ノ弊俗ト相去ル甚ダ遠カラズ候。今日ニ及ビ御矯正相成ラズ在再經過候テハ、他年ノ御挽回ハ一層ノ御手数ト奉存候。

臣正臣去日參殿ノ時、本文ノ旨趣末書ノ条件粗々上言之処、一切記載具狀候様御内命ニ隨ヒ、本日浄書別冊綴共奉供御展覽候。就中内務大藏ノ權限内ニ可有之ト存候事件、亦悉皆末書ニ連接仕候ヲ以テ直ニ指上申候。

此段宜シク御聴納、不順序ノ御看做被降問敷候。仰願クハ二脚ト厚ク御評議之上、臣之狂昧愚言亦御採擇ヲ賜ラバ、豈啻陸羽六縣而已ナランヤ、

實ニ海内府縣之幸ト奉存候。正臣謹上。

明治七年二月 青森縣權令北代正臣

右大臣岩倉具視殿

青森秋田酒田宮城水澤岩手六縣事情概略上伸書

青森縣 旧藩五、弘前・黒石・八戸・七戸・斗南

一 舊弘前藩之儀積年來党派兩立到テ紛儀不止、往々縣治妨害ヲ為ス不  
少、併頃日之處漸融解靜定之見据相付申候得、從是御趣意貫徹之基  
も相立可申、則右党派之姓名書別紙第一号之通入御覽置申候。

一 斗南は旧會津藩即チ若松より移轉之者ニテ、當節困窮甚數竊盜ニ及  
候者連々多く有之候。前大藏大輔井上馨在職之時、縣令菱田重禧へ致  
委任、縣下三本木野ニ土着開墾ニ從事せしめ候貫屬三百余戸之他、追々  
他府縣下へ轉籍之者数千戸、右之處分以來格別紛議不相生様成行居候。  
乍併開墾任法到底姑息之取斗ニテ、更ニ将来之見込相付不申、依之別  
冊第二号之通御手放相成度奉伺候。速ニ何分之御沙汰被下度候事。

一 弘前ニ造立有之候東奥義塾之義、尔来米国人ウオルフ氏夫妻相雇、  
生徒授業其功不少、追々御趣意相貫、縣下一般小学建校之運ニ有之處、  
教員無之候テハ、礎ト指支申候。文部既ニ師範学校之設有之候得共、教  
員遠隔迄派出之運ニハ未タ相成申間敷候。依之別紙第三号之通奉伺候  
間、聊他ニ影響ニ相成可申候得共、陸奥は北隅非常之地方、格別之御  
評議相成度候事。

一 當縣之儀内地北方之盡頭ニ偏在シ、北海道渡島州トハ纔ニ一帯帶水  
ヲ隔テ、函館松前之如キ、内地之數壁ト兩岸相映、土風人情亦極テ致

類似申候。然ルニ北海道は開拓使之所轄ニ属シ、其治績内地府縣ト殊異ニ有之、故ニ往々不都合之情實不少ニ付、別紙第四号之通合併之御處断奉伺候。是亦速ニ御取捨相成度候事。

一 弘前ニ於テハ旧藩之時、去庚午冬より津輕郡中各村之農民私有之田畑買上之處分ニ及ビ、貫屬之者ニ頒與候より、實際各村之疲弊一方ナラズ、方今之御政体上甚支吾務シ候事ニ有之、依之別紙第五号之通何分之御評決奉伺置度存候事。

一 當縣始秋田岩手三国之山々ハ、大抵金銀銅鉄其他之鑛所ニ有之、追々三井小野二組始有力之者着手候様相成候ハ、他年富国之基は此地方より可相立程と存申候。目今人民之蒙昧道路之汚穢等は深憂ニ宜り申間敷存候。

一 當縣秋田岩手之民俗は旧奥羽之中ニ於テ格別ニ懶惰、殊ニ粗食多クナル他之比類ニ無之、實ニ可驚之至ニ有之候。故ニ神經殆ント死套ニ属シ眼疾小瘡等終身不絶、指向治俗一洗之岩手ニ相及候處は学校之設等急務と被存候。将来深ク縣官注意一致精力候様有之度候事。

一 縣下三戸郡三戸五戸二驛之間ニハ、函館より耶蘇旧教傳來之者有之蔓延可致候。乍併格別未開之邊土、從來之禁御地メ御捨置相成候様ニ候ハ、却而愚民之勉強心相加里、蒙味国之面目相改マリ候一端ニも可相成、所詮教部之教員等馨咳之音位ニテハ、如何寸功も相奏候事無覺束被存候事。

秋田縣 旧藩五、宮崎・本庄・秋田・亀田・矢島

一 當縣置縣以來島縣令・杉縣令・平川參事等入替候より、自然御趣意

も相貫兼居申候。就中平川參事之力ニテ旧弊も多少除去候哉ニハ承申候。目今国目仙吉木更津縣參事ヨリ縣令ニ、加藤祖一熊本縣七等出仕より參事ニ被仰付、事務勉強能在候得共向來治蹟相觀へ可申哉、確ト見据不申候事。

一 縣下貫屬も亦手数數相掛申候。就中荒蕪之地所多ク、土着開墾志願之者も有之候得共、御規則有之入札御拂下之故ヲ以納平不致而は、御往先無之事ニ候故ヲ以、家祿ノミ徒食能在候得者、下文酒田縣之条中第六号伺之旨趣御洞察、何分之御處断有之度候事。

一 去七月頃旧亀田藩貫屬等亦紛議相生居候得共、正臣巡回説諭靜定ニ及申候。小藩之論ヲ以悔悟之途ニも相進ミ易ク、往々力食之心志相定り候半と被存申候。

一 縣下は曾テより織物養蠶之業杯粗々相開ケ居候故、縣官之注意次第ニテ、他年は如何様共可觀地方ト相成可申候。米穀も若干出来候得共、海内之下米ト承申候。

一 縣下矢島藩之義僅ニ彈丸之小地ニ候得共、御趣意相貫キ、貫屬之者共一意食力之心志相定マリ居、僻境一種希有之處ニ有之候事。

一 八月廿四日之夜不図縣廳焼失、諸簿冊過半灰燼ニ相属シ申候。事務是ヨリ大波滯致候様成行申候。

酒田縣 旧藩二、大泉・松嶺

一 當縣參事松平平親懷・權參事菅実彦・七等出仕松宮長貫以下属官悉皆旧大泉藩人ニテ、新縣之治蹟一モ可觀事無之候。畢竟參事初貫屬之開墾ニノミ注意致し、餘念無之故ト被存候事。

一 當縣地理越後ニ隣接シ、管下商民共自然新潟縣下ニ往来シ、同縣之



縣治見聞致し候俟、却テ本縣之旧套ニノミ因依候儀を相評シ候景況ニ有之候。

一 旧大泉藩之義は元奥羽ニテ強藩之申傳有之候。参事松平親懷ハ元兵士之人望も相屬シ、殊ニ西郷前参議ニ被相對候歟之故ニ、薩摩を慕候様之士風ト相見申候。然ニ貫属之者尔来如何紛議も不相生之謂ハ、別冊第六号之通一途開墾從事罷在、更ニ他之煽動ニ相応し不申故ニ候得者、何卒非常特殊之御評議ヲ以、伺之通御褒賞被仰付度奉存候事。

一 旧幕府ニテ相募り候新選・新徴之二兵隊、縣下大泉ニ帰着致し居候處、先般物議相生、上京司法省へ出訴ニ及ヒ、依之同省早川中判事塩町出張、事実取糺候事ニ候得共、一件為指事ニも無之、貫属之中重井何某始之者、松平参事ニ私意有之哉ヲ以テ、煽動一挙之始末ニ相及候由相聞申候。抑前条之通置縣以来旧套ニノミ因依、御趣意相徹兼候故一時如此紛議も相生シ候事と被存申候。

一 山形縣之儀モ亦是迄長官之入替り有之候得共、薄井權参事精力行届、別而道路之着手可觀之至ニ有之候事。

一 置賜縣之義近来芹澤参事御免、前島權参事滞京、関義臣鳥取縣参事より小田縣参事拜命赴任之處、亦縣廳属官之者一切旧米澤藩人ノミ之故ヲ以テ、更ニ新縣之体裁相立居不申、義臣憤興聲正治ヲ求ムル事激切ニテ、種々不穩之街評も承込居候處、當節ニ至り旧弊も稍々除去、人心静定之趣ニ相聞申候事。

一 置賜縣下亦曾テ織物養蠶之途相開ケ居候故ヲ以、人民自然相富居候様子承及居申候事。

右山形置賜二縣之景況傳聞之儘記載致シ申候。

宮城縣 旧藩二、仙台・角田

一 當縣治蹟参事塩谷良翰之力居多候哉之處、既己ニ御免、目今權参事遠藤温奉職ニ付、其体裁も可觀候。當縣及ヒ水澤縣共元仙台藩之所轄ニ属シ、米穀之地殊ニ本年ハ希有之豊熟故、郡村歌舞之景況ニ有之、併シ旧藩之時格別之束縛法、人民ニ於テ米穀勝手之輸出嚴禁ニテ、一切買<sup>(シメ)</sup>メ之仕来ナレバ、其利潤は藩廳ニノミ帰着シ農民は依旧貧窮ナリ。依テ管下富食之農民迎はニ縣共絶無之趣ニ有之候。

一 元函館在留之魯人ニコライより邪蘇旧教傳來之貫属有之ヲ以、土族之間往々相行ハレ居申候。敢前塩谷参事之時嚴重着手取締ニ及候處、其頃同人義御呼出登京御内達之趣も有之、然處目今ニ至り倍々蔓延之形勢、遠藤權参事初メ臆額示談ニ相預り候得共、御内達之云々も有之末之事故、打捨置可然之達相答置候事ニ候。

一 縣下貫属之者数万之人數有之候得共、戊辰之度御嚴責の末故痛ク懲戒罷在、目今為何手數も相縣り不申候。

一 横濱以北函館迄之間追々陸運相開候之運ニ照會シ、海運之開方勿論之處、輸出入便利之處迎は、當縣下石之卷港之外ニハ無之、尤寒風澤之一湾有之候得共、縣廳より四里塩竈之外猶五里之洋中ナル一嶋即チ松島ハ、百余洲之南盡頭ニテ不便之一湾ニ有之、石之卷港之義は縣廳ヲ離ル<sup>ル</sup>十四里斗ニシテ、遙ニ陸中之岩手縣即チ盛岡地方ヨリ瀾漫横流致シ来候所謂北上川之海ニ注落スル處ハ岩手縣即チ盛岡ヨリ石之卷港迄里程五六十里此川之便無違トス、然ルニ近年ニ至り稍々河形變遷、流路東南ニ向ヒ海ニ入候様成行、東南之風別テ猛烈ナル地方故ヲ以テ、其度ニ恐浪激昂海底之土砂之ガ為メニ港口即チ河嘴ニ積上ケ、

口嘴共ニ殆ソド相塞申候。折角陸運開通之際、當地方ニ於テ海運如此相塞リ候テハ、公私洪益不相見候。去迎右等港口河嘴之閉塞開通之着手、地方民費賦課縣官村吏之精力無論有之候得共、前条之如キ藩政束縛之末故、現場何共着手難致候。依之大藏省中普通通之出納ニ不相関、又準備之外ニ有之候金額五万乃至十萬円斗も御下之御評決ヲ以、其筋之官員御派出相成実地猶篤ク遂調査、向後土木事務御興作有之度、則別紙第七号粗絵図并積リ書指上申候。當港之便利開通之時は獨リ宮城一縣ノミナラズ、岩手・水澤・福島之諸縣下迄、其洪沢普及可仕、他年之後ニ至リ候ハ、縣官ニテモ右御下ケ之金額ハ漸ヲ以テ洪益相被リ候人民より上納為致候手数相付可申、此儀厚ク御評議之上速ニ御決裁被成度候。

一 當県ニ於テハ地券着手ニ付、隠田繩延切添切開等即今明細取調中ニ有之候得共、検地之上既ニ十三萬石程モ打出シニ相成居申候事。

水澤縣 旧藩三、登米・一ノ関・膳沢

一 當縣并宮城縣共追々地券渡方ニ相及、券税ニ改正相成候ハ、旧来之貢額ヨリ大凡三分之二モ相減可申見込、尤當今専ラ取調中之儀ニテ未致確定候得共、参事始メ掛リ官員共右之目算ニテ苦心罷在候事。

一 當縣廳之義一ノ関ニ据置當然之處、當時登米縣被廢同縣廳登米ニ新築殆ソド落成之期ニ相際シ居候ヲ以、本省ハ達而書類之上登米ニ縣廳据置之運ビニ相成候義之處、同所は街道ヲ離ル、十里近キ一村落ニテ、何共不便利至極ニ相見候条、一ノ関移廳之時は公私共兩大便利ニ有之候事。但シ一ノ関移廳之事参事ヨリ申立至當之處、敢前本省へ出願之末故深く相憚リ、本文之不便利相堪へ居候義ニ有之、併シ内輪之苦情

ハ不少候。移廳之儀速ニ御下命相成度候事。

一 縣下貫属之者亦若干ニ候得共、婦農力作之者多ク、平穩ニ居合候景況ニ相見申候。

岩手縣 旧藩二、江刺・盛岡

一 當縣權令島惟精・権参事菅浪武・七等出仕山下方義奉職之處、事務上紛議不少、自然属官之中党派之形相生シ、治蹟ニ於テ一之可觀義無之、旧弊姑息之体裁ノミ、酒田置賜二縣之比ニ可有之、然處権参事七等出仕共前後ニ御免、島惟精は縣令、池田徳太郎ハ参事ニ被任入縣罷在候。将来池田参事ニ於テ事務勉勵之御見据ニ候ハ、或は置縣之体裁も相立可申歟。別紙八号之通盲曆ヲ以テモ極僻未開之風俗御想像相成度候事。

一 北上川は街道ヲ隔斷致候急流ニテ、旧来川添ヒ五六ケ村之請持ヲ以テ、船橋ヲ相渡シ有之處、島惟精造意ニテ近来一新橋架渡之功成申候。只此一事旧套ヲ脱シ縣下一般并行旅之便利と相成申候事。

一 縣下貫属之者も亦手数不一方候。家禄御給與之義ニ就テハ、弘前及ビ秋田同様噉々之物議相生シ候ヲ以、縣官説諭行届兼居候場合、幸ニ正臣等巡回、御趣意説得之處、到底承腹致シ候得共、行末如何可有之歟。又何歟ニ付ケ不居合之色相頭ハレ居申候事。

一 舊盛岡藩亦戊辰度方向ヲ失誤セシヨリ白石轉封之御敕命アリ。是時藩廳ヨリ暇指遣シ候貫属若干ナリ。然處轉封御免シ更ニ七十萬金献納之御達相成候末、夫是時情無余儀事而已故ヲ以テ、追々民部・大藏二省之許可ヲ経、縣下岩手郡岩手山下之曠原四ヶ所ニ、右暇相成候貫属共土着開墾之處分ニ相及、前後御下金十三四萬之総額ニ有之、其名義

御救助或は開墾御手當ト唱居申候故、正臣等実地巡回成功振り點檢ニ及候處、四ヶ所住居之者共徒然生食罷在候ノミ、更ニ開墾從事將來食力之憤発心相見不申、懶惰相極メ居候儘、蔽敷説諭自宮之途方指示致し置申候。然ニ右十三四萬之金額殆ソド坐食ニノミ相費居候ニ付、遣残之分追而何分之御達相成迄、下付致間敷邊ニ談決致置申候。折節島縣令出府中之處、頃日歸縣候ハ、如何候哉。則別紙第九号之通り奉伺候間、速ニ御打切之義御評決、殘金上納御達相成度候事。

右六縣正臣等去ル七月以降巡回実地目撃ニ及候條件之概略ニ有之、就中奉仰御決裁候件々ハ、目今内務省御設立之際旁以速ニ御取捨被仰付度候。以上。

明治七年二月

青森縣權令北代正臣

陸前石ノ巻港開通之件上陳書

謹按ズルニ海漕ト陸運トハ譬ヘバ左右手ノ如シ。故ニ陸運已ニ開クト雖モ海漕ノ利開ケザレバ、猶隻手ヲ以テ事用ヲ為ガ如シ。蓋シ海陸ノ運輸ヲ開通スル者ハ、至懶極惰ノ民ヲシテ各自奮起其力ヲ營業ニ致シ、墾闢農業ヨリ動植物培養等ノ事業ニ從ヒ、荒蕪ヲ變ジテ肥饒ト為シ、僻俗ヲ移シテ文明ニ趨カシムル者、皆此漕ノ利ヨリ始マルヲ以テナリ。方今横濱以北函館ニ至ル迄、波濤数百里外ノ沿海中唯石ノ巻港有之ノミ。別ニ寒風澤ノ一灣アリト雖モ、鹽竈ヲ距ル猶五里以外ノ一嶼島ニシテ、所謂松島ハ百餘洲ノ南盡頭ニ在リ、且宮城縣ヲ離ル九里強ニ屬スレバ不便固ヨリ歟々ヲ待ズ。石ノ巻港ノ如キハ北上川ノ浩流、陸中ノ岩手縣即盛岡

地方ヨリ源出シ、汪洋六七十里ヲ經テ以テ此港ニ注流ス。顧フニ陸中陸前ノ諸郡邑皆此一川ニ頼テ運輸ヲ通ス。是誠ニ天造ノ利ナリ。然ルニ此港ノ上流ハ九里鹿又ニ至リ、一派東北ニ分レ乙派ニ向ヒ海ニ入ル。現今河形變遷シ水勢多ク之ニ奔注シ、原流却テ支流ノ勢ヒヲ為ス。旧仙臺藩ノ時ニ方リテハ其分派ヲナス処ニ於テ、所謂水刎ナル者ヲ設ケ水勢ヲ防ギ、港口注流ノ勢ヒヲ助ク。近來水刎稍々敗類ニ屬スルヲ以テ、甚ダ原流ノ衰弱ヲ致ス而已ナラズ、東南ノ風尤モ猛烈ノ地方ナルヲ以テ、怒濤激浪數々海底ノ土砂ヲ捲上げ、港口殆ソド之ガ為メニ閉塞セントス。其患實ニ勘少ニ非ズ。折角陸運御開通ノ運ニ漕際シ、海運ニ至リテハ之ヲ横濱以西ニ比スルニ、萬一ノ開通ヲ為ザル者ハ全ク良港無キニ因ルナリ。幸ニ此一港アルモ亦是ノ如ク閉塞シ、殆ソド隻手事用ヲ執ルノ形狀ヲナス。正臣實ニ痛惜ニ勝ヘズ。伏テ惟フニ此港口ノ開否ハ數州郡邑ノ盛衰ニ係ル他港ノ比ニ非レバ、尤モ開通ノ着手速ニ為ザル可ラズ。然レドモ十餘万金ヲ費スニ非レバ、其成功ヲ致ス能ハズ。左レバ縣官村吏ノ精力ヲ以テ地方ノ人民ニ説諭シ、之ニ賦課シテ以テ其費用ヲ出サシム可ハ無論ニ候得共、宮城縣管内ニ在テ旧藩政ノ束縛法ヲ經テ、人民一般疲弊尤甚ク現場何共施設シ難キ者アリ。願クハ大藏省中普通ノ出納ニ相関セズ、又準備ノ外ニ屬スル金額五万乃至十万円許モ御下ゲノ御評決ヲ以テ、其筋ノ官員御派出相成、實地猶篤ク調査ヲ遂ゲ而後土木事務御興作有之度、即別紙略図并諸色積書相添指上ゲ申候。此港既ニ開通ニ屬スレバ、其洪沢ノ普及スル豈獨リ宮城一縣ニ止ンヤ。岩手水沢福島ノ諸縣ニ至ル迄、悉ク其利ニ頼リ可申ハ必然ニ有之、乃チ人民ヲシテ皇澤ノ深厚ヲ知ラシムル、現今欠ク可ラザル一大要務ト存詰候。且後年ニ至リ各縣官ヨリ其

洪沢ヲ被ムル者共へ説諭シ、右御下ゲノ金額漸次上納致サセ可申、此段厚ク御評議ノ上速ニ御裁決奉冀望候也。

明治七年二月

内務卿大久保利通殿

内務省五等出仕北代正臣

(題欠)

臣正臣誠恐誠惶頓首謹言。臣非才ヲ以テ任ヲ一方ニ辱クス、恐懼實ニ自安セズト雖モ、上ハ国家ノ為メニ文明ノ化ヲ裨補シ、下ハ人民ノ為メニ自由ノ利ヲ保護スル、是之シキヲ地方ニ承ル者ノ以テ職ト為ル所ナレバ、安ゾ夙夜勉朝旨ノ在ル所ヲ察セザル可ケンヤ。謹テ惟ルニ維新以來各因擅制ノ弊ヲ去リ、四海同治ノ美ヲ致シ、海陸共ニ電信ノ機ヲ設ケ、舟車均シク蒸氣ノ便ヲ要シ、日關百里ノ功漸ク將ニ窮髮ノ北ニ遍カラントス。其熙績ノ速カナル是ノ如キナリ。臣ガ如キ者固ヨリ宜シク議スル所ナカル可シ。獨慙ム、臣之管スル所ノ地ハ、商賣産ヲ失ヒ訟獄常ニ起リ、民其堵ヲ安セザル者年一年ヨリモ多シ。是臣之非才ニ出ルト云ト雖モ、深く其然ル所以ノ者ヲ推究スレバ、郡縣ノ所轄ヲ分ツ、或イハ未ダ其地勢ニ適セザル者アルニ由レリ。蓋シ天下ハ之ヲ一身ニ譬フルニ、頭目憂ヒアレバ手足コレヲ捍カザル可ラズ、手足憂ヒアレバ頭目之ヲ察セザル可ラズ。政府ハ頭目ニシテ郡縣ハ手足タリ。今郡縣憂アル、其職ニ任ズル者義安ンゾ言ハザルヲ得ンヤ。請先ヅ陳ズルニ地勢ヲ以テセン。夫レ陸奥ノ国タルヤ内地北方ノ尽ル處ニアリテ、東西北ノ三面皆海ニ濱セリ。是古外ケ濱ノ稱アル所以ニシテ、津輕北ノ両郡特ニ海中ニ斗出シ、

北海道ト僅カニ一葦帯水ヲ隔ツルニ過ギザレバ、両地ノ粉壁相望ム可シ。南ハ岩手秋田ノ二縣ニ隣ルト雖モ、層岳重嶂之ガ間隔ヲ為スヲ以テ、其風土民情自ラニ縣ト同ジカラズシテ、却テ北海道ニ酷似セル者多ク、加ルニ土地荒寒ニシテ田野闊ケズ、穀粟殖セズ、独リ三本木野ナル者アリテ、開墾漸ク緒ニ就クニ似タリト雖モ、居民稀疎、耕桑ノ業ニ就ク者多カラザレバ、其歲入常ニ歳出ヲ償フ能ハズ。男子ハ率子海ヲ航リテ傭作ヲ事トシ、婦女徭役ニ従フヲ以テ常トスレバ、其成功固ヨリ未ダ期ス可カラズシテ、習俗頑駘自其固陋ニ安ンジ、徒ニ旧業ヲ株守シ、責ルニ知識ヲ開達スルノ道ヲ以テス可ラズ。其間偶々什一ノ利ヲ北海道ニ追フ者アレトモ、未ダ互市ノ法ニ慣レザルヲ以テ、左支右梧得失償ハズ、欺詐誣罔至ラザル所無クシテ、産ヲ墜シ家ヲ敗ル者比々トシテコレアリ。是其訟獄常ニ起リテ民堵ヲ安セザル所以ナリ。嗚呼風土人情固ヨリ政治ノ為ス所ニ出ルト雖モ、其憂ノ由来スル所ヲ推セバ、北海道ハ開拓使ノ所轄ニシテ、内地府縣ト迥ニ治体ヲ別ニスルヲ以テ、民心ノ帰向モ亦自ラ同カラズ。彼民内地ノ民ヲ視ル異邦ノ人ノ如ク、内地ノ民モ彼ノ民ヲ遇スル異邦ノ人ノ如ク、相欺キ相軋リ相仇視シテ、交々其詐力ヲ極ルニ由テナリ。是止ムコトヲ得ザルノ勢ニ出ト雖モ、今ニシテ此憂ヲ防ガズンバ、後來必ズ救フ可カ(ラ)ザルノ大禍ヲ馴致スルニ至ラン。況ヤ魯人猖獗ヲ樺太州ニ肆ニシ、駭々乎トシテ南ヲ凶ト欲スルニ於テテヤ。然バ則民心ヲ一ニスルハ治体ヲ同クスルニ在テ、治体ヲ同クスルハ所轄ヲ合スルニ在リ。苟モ所轄ヲ合スレバ治体民心皆一ニ帰シテ、有無相通ジ長短相補ヒ、開墾墾田以テ物産ヲ興スベク、学校教院以テ教化ヲ擴ム可ク、相欺ク民ヲシテ出入相助ケシム可ク、相軋ルノ民ヲシテ患難相救ハシム

可シ。是利用厚生ノ道ニシテ、人民ノ幸福孰カ焉ヨリ大ナラン。然ラズ  
ンバ他日傳信ノ機成モ其用ヲ施ス能ハズ、鉄道ノ功竣ルモ其便ヲ見ル能  
ハズ、魯人必ズ其鬻ニ乗ジテ内地ニ染頤シ、土耳其斯坦ノ覆轍ヲ踐ム、  
心サニ遠キニアラザルベキナリ。臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ、今日ノ策ハ内外  
ヲ限ルニ一葦帶水ヲ以テセズシテ、風土民情ノ酷似セル所ニ從ヒ、地勢  
ヲ察シテ以テ之ヲ一縣ニ管轄セシムルヨリ急ナル者ハ莫カルベケレバ、  
速ニ北海道所轄ノ地ヲ割キ、後志膽振半國以南ヲ擧ゲテ之ヲ内地ニ合セ、  
全國同治ノ政令ヲ布キ、民心ノ趣向ヲ一ニスルニ在リ。夫後志膽振半國  
以南ヲ擧ゲテ之ヲ内地ニ合スレバ、其土廣漠ニ過ルニ似タリト雖モ、其  
人口ヲ概算スルニ七十萬ニ出ザル可ケレバ、縣治ニ於テ未ダ必シモ難シ  
ト為サズシテ、漸次以テ北部ニ及ボシ、一ハ民心阻隔ノ弊ヲ除キ、一ハ  
他日ノ禍胎ヲ未崩ニ破ルニ足ラン。是固ヨリ朝旨ノ在ル処ニシテ、臣之  
黙止スル能ハザル所以ナリ。抑變更ハ人ノ好ム所ニアラズト雖モ、深ク  
其將來ヲ慮リ、遠ク其長策ヲ期シ、之ヲ後昆ニ垂ル可キ者アレバ、安ゾ  
果決以テ行ハザル可ケンヤ。故ニ敢テ其愚衷ヲ陳ジ、上ハ國家ノ為ニ文  
明ノ化ヲ裨補シ、下ハ人民ノ為ニ自由ノ利ヲ保護セント欲ス。苟モ採扱  
ヲ賜ヒ志ス所ノ万一ヲ酬ルニ足ラバ、臣等驚下ナリト雖モ風雪ノ難ヲ冒  
シ波濤ノ險ヲ衝キ、鞠躬尽力斃而止ノミ。狂妄ノ罪固ヨリ辞スル所ニ  
非ルナリ、正臣恐懼再拜昧死以聞。

明治六年十二月十四日

青森縣權令北代正臣

右大臣岩倉具視殿

外国教師官費御雇入并學資金御下之義上書

當縣所轄ノ地タル、北緯四十度ニ位シ土地確氣候沍寒、戸數九萬人口  
五十萬、其風俗ハ往昔蝦夷ノ餘風ヲ存シ、冥頑固陋以テ今日ニ至ル。今  
其一端ヲ擧テ之ヲ言フニ、土人概ネ眼疾小瘡ニ苦ム。而シテ恬然自安シ、  
之ヲ撰生滋養スルノ方ヲ知ラズ。男女老幼トナク粒食多料屢クヲ知ラズ、  
苟モ飽食腹滿スル時ハ、徒ニ休睡ヲ貪リ身軀ヲ勞働セズ。何ゾ知シ、勞  
働苦役ハ乃チ人間營生ノ要務ニシテ、且撰生ノ良法ナルヲ。四時ノ際纔  
ニ夏秋ノ交ヲ以テ一家周年ノ糧ヲ貯フ、殆ンド蟻蜂ト異ナルナシ。而シ  
テ又水草ヲ逐ヒ移轉スル蛮習アリ。風俗ノ概略蓋シ斯クノ如シ。然ト雖  
モ普天率土皆聖世ノ民ニシテ、決シテ之レヲ疎外ニス可ラズ。是レ治所  
ノ設ケアル所以ナリ。然ラバ則チ何ヲ以テ此汚俗ヲ洗除シ、王化ニ浴澤  
セシムベキヤ。夫レ是非ヲ辨ズル能ハザルハ學ナキ故ナリ。情慾ヲ制ス  
ル能ハザルハ教ナキ故ナリ。晨キニ朝廷教部ノ設ケアリ、其教官屢々縣  
下ニ往来シ、戸説人諭ヲ為スト雖モ、所謂一温十寒、民知寸開ノ功アル  
ヲ見ズ。既往ヲ推テ將來ヲ料ルニ、今ヨリ數十年ノ間、此教官ヲシテ此  
愚民ヲ誘導セシムト雖モ、恐クハ之ヲシテ風ヲ移シ俗ヲ易ルノ美ヲ為サ  
シムル能ハズ。正臣入縣以來日猶淺シト雖モ、試ニ津輕郡中五六村ヲ巡  
視シ、其父老ヲ召シ、之ニ無教ノ戸ナク不學ノ人ナカラシムルノ盛旨ヲ懇  
諭スルニ、蠢愚蒙昧ノ民ト雖モ頗ル皇澤ノ深厚ニ感戴興起スルモノアル  
ニ似タリ。居ル數日ナラズ釀金將ニ貳萬金ニ及バントス。此レ則チ良心  
ノ発見、善端ノ萌蘖芽スル者ナリ。此時ニ當リ其機ヲ失セズ、速カニ學  
校ノ設ケナカル可ラズ。既ニ其設ケアレバ則チ一日欠クベカラザル者ヲ教  
官トス。管内旧弘前藩ノ學校アリ。近時稱シテ東奥義塾ト云フ。旧知事

津輕從四位寄附資金四五千圓アリ。因テ米国人ウオルフ夫妻ヲ延キ、全數即チ十二月ヲ期シハ夫一月雇給二百圓、妻一月教料五十圓、以テ縣下有志ノ生徒ニ授學セシム故ヲ以テ、管下稍教學ノ廢スベカラザルヲ知ル。今資金既ニ乏シク、教師モ亦客年十二月ヲ以テ期滿ヲ將ニ帰國セントス。正臣窃ニ教師授業ノ如何ヲ察ルニ、懇切殷勤ニシテ、生徒之ニ服従スル父母ノ如シ。乃チ之ヲ留ント欲スレドモ、資用己ニ空竭ニ及ビ、更ニ之ヲ留ルノ方ヲ得ズ。正臣是ニ於テ痛惜ニ堪エズ。況ヤ將來管下ニ小学ヲ普置シ、多少ノ教員ヲ育成セント欲スルニ、有力懇篤ノ教師在テ之ガ率先ヲナシ、其学路ヲ指示スルニ非ザレバ、誰カ其方向ヲ指授スル者アラナヤ。願フニ文部方ニ師範学校ヲ設ケ、教員ヲ育スル己ニ日アリト雖モ、其成立スル所ノ者未ダ幾何モアラズ。如シ其成立ノ教員国内各所ニ派出ノ時ヲ待バ、今ヨリ又幾何ノ年許ヲ経ルヲ知ラズ。況ヤ辺僻此縣ノ如キニ至リテハ、其派出又必ズ他縣ノ後ニアラン。是正臣ノ教師ヲ留ルニ汲々トシテ、而シテ文部ノ教員ヲ待ツ能ハザル所以ナリ。然リ而シテ極北僻陬ノ地、蒙昧寒窮ノ民ニ賦課シ、其費途ニ供給セシム能ハザレバ、其レ之ヲ如何センヤ。曾テ聞ク白川置賜山口高知其他各縣ノ如キ、官許公費ヲ以テ欧米ノ教師ヲ延ク。閣下洵ニ博濟ノ仁ヲ垂レ、此土ヲシテ均シク王化覆載ノ域ニ立シメント欲セバ、願クハ他縣ノ影響ヲ問ハズ、断然特殊ノ命ヲ下シ、学校一宇新築ノ資金合セテ一萬圓ヲ賜ヒ、自今三五年ノ間教員育成ノ設ケ許可アランコトヲ。是レ徒ニ學ヲ興シ教ヲ布クノミニ非ズ。今日縣治ノ柱礎、為政ノ根源ヲ基立スル當初第一ノ下手、一日モ緩ニス可ラザルナリ。若シ閣下ノ允許ヲ蒙ラバ、正臣速ニ外務文部ニ協議シ、更ニ教師ト條約ヲ結ビ、數年ヲ出ズ誓テ僻陬ノ汚俗ヲ一洗シ、

蠢愚ノ野民ヲ誘化シ、以テ陸羽隣接ノ諸縣ニ及サント欲ス。切ニ請フ、正臣ノ狂愚ヲ容レ其仰願スル所ヲ棄ス、以テ裁決ヲ賜ヘヨ。

明治七年

青森縣權令北代正臣

内務卿大久保利通殿

大藏卿大隈 重信殿

坑法納税之儀ニ付伺

昨年癸酉ノ七月鑛山其他諸坑業ノ規則御改定、日本坑法御頒布相成候処、當縣管内暨ビ秋田岩手ニ縣下ノ儀ハ、別テ人烟稀疎、道路迂繁ニシテ且清潔、土俗懶惰他ニ比類無之、更ニ力耕營生ノ心志ニ乏シク、概皆全年四時ノ間、夏秋之ニ季ノミヲ以テ、僅ニ蟻蜂ノ貯蓄スルコトヲ知ト雖モ、殆ント水草ヲ逐テ移轉スル野蠻ノ遺風宛然有之候。然ル処幸ニ三縣共管内ノ諸山、金銀銅鐵其他諸鑛物、箇所無辺ニ相屬シ居候俟、自他有力ノ者ヲ鼓舞シ、往々着手ニ及バセ候時ハ、數年ヲ不出シテ必然闔縣之一面目ヲ改メ可申候。右ハ今日鑛所着手ノ多寡何如ヲ以テ、予シメ後來ノ盛大ヲ龜ト燭照被致候得共、既ニ御頒布相成候稅法ノ如キニ至リ候テハ、或イハ歐、或イハ米、文明極開ノ各国間ニ被相行居候稅則等御斟酌ノ上、御施行相成候儀ニハ無之哉ト致疑惑申候。抑當縣外ニ縣下之地ハ野蠻蒙昧ノ施域故、迺モ尋常他縣ト御同視ハ萬難相成ノ理勢有之、況テ前文歐米各国ノ稅法御斟酌ニテ、管下御施行有之候テハ、徒ニ其名ノミ御盛事相聞候迄ニテ、其実ハ却テ無限ノ御束縛ニ陥リ、所詮開坑盛大ニ相成候理ハ無之ト存詰メ申候。尤秋田縣下阿仁・院内・尾去(沢)三所等ノ如

キ、從前着手目今盛饑ニ相成居、頗ル実験有之箇所ハ格別、其他新規開坑ニ相屬シ候分ハ、自今五七年乃至十ヶ年モ、非常ノ御特許ヲ以テ、無稅若シクハ至少ノ薄稅御領収相成候様致シ度、左候時ハ懶惰坐食ノ野民共、漸々各自營業ノ緒ニ附キ、勉強ノ氣風相生シ候而已ナラス、道路之迂繁不潔モ、直捷淨潔ニ相改マリ候一端ヲ得、運輸ハ随テ便利ヲ成シ、弛僻ノ山間モ洞然トシテ貨幣融通シ、其他各般ノ利潤波及シテ、王政ノ化遍ク行届キ、邊境ノ浩益足事ト存申候。何分ニモ右三縣地方ニ限り候テハ、格別ノ御詮儀不勝悃願候。此段奉伺候也。

明治七年甲戌第二月

工部卿伊藤博文殿

青森縣權令北代正臣

管下津輕郡田地舊弘前藩之時買上候一件ニ付所分伺書

當縣管下津輕郡之儀、舊弘前藩之時即明治三庚午十月中、藩知事始大小參事其他掛リ之者共巡廻之上、各村之もの共へ別紙番号之通告諭いたし、田地十町歩外所持之者ハ壹反歩ニ付藩札三圓ハ現今新貨ニ比較壹円六拾錢ニ当ル、三ヶ年賦払渡之筈ヲ以悉ク買上、其内冥加ト号シ田畑共獻納候者共数多有之、其方法頗ル荷酷ニ涉リ、之ガ為メニ現今民産衰疲ニ及候者モ不少、惘然之處置振と存候。右田畑舊弘前藩土族卒、家祿十五俵以上拝受之者へ、其祿之多少ニ随ヒ各分段ヲ付ケ分与いたし、第二号告諭書之通り追々土着為致掛リ候央、新置縣ニ遭際し、其俣今日ニ押移リ候得共、夫々土着ニ及候者モ既ニ二十八九モ有之、然處民間之不自由を厭ひ、城下ニ復帰いたし居候事にて、到底何等之寸益ニモ相成不申。然

ルニ貫屬共ニは定祿之外年々多分之米穀ヲ收入シ、内輪窮乏之憂無之、緩飽逸居候より、畢竟偏見之輩物論紛儀モ相生じ、追々本縣之手数相掛候事ニ候。是に反し農民は次第ニ窮乏ニ陥リ候俣苦情相鳴ラシ居候得共、當今之處指向格別之物議モ無之候。乍併漸々民知モ相開ケ、粗御趣意相分リ候様成行候ハ、必然頭ヲ昔日ニ回シ、右田地之義可申出、然ル時ハ藩籍奉還以後之義ニモ有之、庚午壬申ニ際し前文之着手ニ相及候事故、人民此ニ着目し、自然沸騰之掛念モ不渺。元来一件不都合之取扱ト被存候ニ付、舊藩參事等呼出し、其節藩廳之評議等篤ト取調候處、辨官へ同之上取斗候趣ニテ、別紙第三号伺書寫指出候得共、右伺中之意ト實地施行振ト甚反對いたし居、殊ニ伺書は庚午十二月廿五日ニ至差出、實地着手は十月中之義ト相聞へ、旁以不都合之至ニ被存候。此後人民より右一件ニ付出訴數願等申出候時ハ、説諭之致方モ無之、就テハ此際何ト歟果決之御處断無之時ハ、將來物儀沸騰之日ニ臨ミ、現場處分ニ指支候条子メ相伺置度、速ニ何分之御裁決奉仰候。以上。

明治七年一月三十日

青森縣權令北代正臣

内務卿大久保利通殿

大藏卿大隈 重信殿

岩手縣管下開墾所土着旧貫屬之者共御救助打切之儀ニ付上申書

陸中国岩手縣管下岩手郡岩手山之麓籠野駒木野山腹善寄木平之四ヶ所え、旧貫屬之者共四百九十余戸土着開墾之儀ニ付、旧盛岡藩之時より引統御下ヶ渡相成候金額凡拾三万四千元ニ有之、昨年正臣等同縣出張之節縣官

より夫是相談有之候ニ付、即実地巡回惣檢ヲ遂ゲ、其概略己ニ上申ニ及候通、右土着之者共極テ懶惰、今日ニ至リ各自營業之道不相立、然ルニ最前御下ケ相成居候金額モ、既ニ十疋万円余ヲ費シ、残疋万九千円ニ及候得共、切角取開之場ハ再ヒ荒蕪ニ立戻候様之景状ニ有之、然レバ右莫大ノ入費モ全ク徒費ニ屬シ候而已ナラズ、却テ座食遊惰之氣ヲ導ノ姿ニテ、所詮向來成業之見据無之候。依テ差向殘金之儀ハ此上払出不申様、出張先ニ於テ敷敷置候儀ニ有之候間、目今御救助之儀断然御打切相成、殘金疋万九千円余之分速ニ上納候様御達有之度、然ル時ハ却テ懶惰之氣ヲ洗除シ、勉強之心ヲ作興シ、将来自立之見据モ相立可申坎ニ付、速ニ何分之御沙汰有之度、依テ開墾所諸入費出納調書相添、此段申上候也。

明治六年十二月十五日

内務卿大久保利通殿

青森縣權令北代正臣 ㊦

岩手縣下籠野外三ヶ所開墾諸入費取調  
御下ケ金

一、高金拾三万三千九百八拾四円六錢

内

金七万四千貳百七拾四円貳拾錢壹毛

是ハ庚午七月より辛未九月迄遣払高

金貳万五千六百六拾九円三拾四錢九厘四毛

是ハ辛未十月より壬申九月迄前同断

但開墾掛旅費之儀管内外旅費同様御勘定帳ニ組入差出候処、同開

墾費之内より仕払可申旨検査寮より談之趣も有之、調中ニ付本文之高より追而相増申候

金千八百五円三拾九錢三厘貳毛

是は壬申十月より十二月迄前同断

但前同断

金四千六百八拾五円九拾四錢七厘四毛

是は癸酉一月より同九月迄凡遣払高

小以金拾壹万四百三拾四円八拾九錢壹毛

差引

金貳万三千五百四拾九円拾六錢九厘九毛

内

金千八百八拾五円八拾錢四厘貳毛

是は開墾地移民之旧官買手限貸渡金當時取立中之分

金千四百八拾円六拾壹錢四厘五毛

是は四開墾所商社建家代其外旧貫員手限貸渡金先般申上洩之分ニテ

當時取立中ニ御座候

小以金三千九百六円七拾七錢六毛

差引

金壹万九千六百四拾貳円三拾九錢九厘三毛

正金有高

右之通御座候

癸酉九月

岩手縣



鹿角郡管轄替之儀ニ付伺

陸中国鹿角郡之儀は即今秋田縣管轄相成居候處、其地勢東北陸奥國ニ突入シ、同縣廳ヲ隔斷スル四十里ニ近ク、其道路崎嶇不便殆ント言語ニ絶候得共、無論同縣管轄ニ難相屬地方ト存候。然ルニ同郡より岩手縣迄は凡十五六里餘ニテ、中央ニ七時雨一嶺有之而已ナラズ、舊盛岡之管轄地旁以テ岩手ニ歸シ候方至當ニ存申候。殊ニ近來同郡中尾去銅山之義、出鐵逐月相増候より、七時雨之絶險ヲ避ク一線之別道、直ニ岩手ニ達シ候ニ付、盛岡地方之人民も生計ヲ得候利潤不尠、就而は同郡之義岩手縣管轄ニ被仰付候方至當ト相考候間、先般巡回中目撃之事實其俣ニ打捨候も、鄙心甚不安候ニ付、此段申上候也。

明治七年二月

内務卿大久保利通殿

青森縣權令北代正臣

判任官以下月給支給振り及判任官以下定員外採用庸御委任ノ義并ニ分段御廃止伺

一、當縣ノ儀ハ海内最僻ノ地方故ヲ以テ、是迄大屬以下ノ官員ニモ自然其人ニ乏シク、現務不行届ノミニ有之、今其一端ヲ拏ケ之ヲ概言スルニ、諸官省其他府下ノ各縣ニテ、等外ニ採庸勤務候者モ、縣地ハ相用候ニハ中少屬ノ際ニ任ジ不申テハ、誰有テ起行奉職致シ具不申様ニテ、実ニ人々各自ノ嫌惡可推知ノ儀ニ有之候。何卒厚ク御体察被成下度、就テハ大屬以下ノ各員月給給与ノ儀ハ、出格ノ御許允ヲ以テ一切御委任相成、適宜ニ供給候様致度候事。

一、昨癸酉八月大藏省初府縣一般判任官月給ノ儀區別相成候処、今般内務省御新置ノ際、御廃止ノ由承知仕候。然処府縣ヘハ今以何タル御達

モ無之、如何ノ御省儀ニ有之候ヤ、甚疑惑是事ニ候。右等御本省ニコソ御据置、府縣ハ御廃止相成可然存申候。真ニ反对ノ御處分ニ付、實際ニ相處候テハ真ニ困却ノ至ニ候。前文ニモ申上候通り、當縣ノ如キハ海内取僻ノ地方、旁以テ事情御洞察被成下度候事。

一、地方判任官ノ儀ハ、去辛未十月縣治條例御頒布ノ時ヨリ、十萬石ノ目安ヲ以制限御定相成居候處、各地情状不一、別テ當縣ノ如キ僻遠且蒙昧ノ地方ニ於テハ、百事案外ノ手数而已相掛リ、所詮制限内ノ人員ニテハ、御趣旨貫透候存掛ハ無之ニ付、出格ノ御看做ヲ以テ、右制限ニ不拘實際適當ノ人員増減取捨ノ義、他縣ノ影響ニ御頓着無之、更ニ御委任被仰付度不堪困願候。至急何分ノ御指令被下度候事。

右三件取速奉伺候也。

明治七年二月 日

青森縣權令北代正臣

内務卿大久保利通殿

大藏卿大隈 重信殿

違式註違條例増補之義ニ付伺

當縣之儀ハ東北ノ邊陲、曩時蝦夷之餘風ヲ存シ、他縣ニ比類ナキ汚俗且懶惰ニ有之、然ルニ昨年七月太政官第二百五十六号ヲ以御布告相成候違式註違ノ條例ニ、別紙九ヶ條ヲ増補掲示致度候間、至急何分ノ御指揮相伺候也。

明治七年一月

一月廿七日

警保寮大警視川路利良殿

青森縣權令北代正臣

司法卿大木喬任殿

青森縣權令北代正臣

違式條例增補

縣廳之御国旗掲建之儀伺

一、蚤虱ヲ噛ム者

當縣下人民より年中御祭日御祝日ニ當リ、御国旗掲度旨出願ニ付聞届候。

一、便器ヲ臥床ニ置キ尿尿スル者

就テハ縣廳ノミ掲不申候テハ、陬境之義ニモ有之、人民之仰望スル處モ

但病人ハ此限ニアラズ

如何被存候ニ付、右當日ノミ相掲ケ可然哉、此段相伺候也。

一、不潔汚垢ノ風呂鋪ニ類似セル者ニテ覆面スル者

明治七年二月

但農稼或ハ風雪ノ節ハ此限ニアラズ

青森縣權令北代正臣

一、訴訟其他百般ノ公事ニ付呼出ノ時其時限ニ遅延スル者

内務卿大久保利通殿

一、家宅内ヲ不潔ニシ又ハ戸外道路ノ泥濘ヲ放下スル者

各種新聞部數增御渡之義伺

註違條例增補

各種新聞之義、三部宛御渡相成候處、以來忒部相増、都合五部宛御渡相

一、洗湯場ニ於テ入浴中蒙湯スル者

成度、左候得者各支廳ヘモ分賦、廣ク庶民ニ示シ、上ハ御趣意柄貫徹シ、

一、便所設立場外ノ街頭或ハ溝渠等ヘ漫ニ尿尿スル者

下ハ智識ヲ開候一端ニ致シ申度、此段相伺候也。

一、木造ノ刀ヲ帶スル者

明治七年二月

一、鬢髮ヲ残シ前頭ヲ剃ル者ハ俗ニヘツツイ天窓ト唱ヘ候類▽

青森縣權令北代正臣

擬律不決伺

内務卿大久保利通殿

賊盜律盜大祀神御物條中、大祀大社以下郷社迄之義御了有之候得共、村

(題欠)

社之義不相見候。村社之神御神宝ヲ盜ム者、尋常民家之物ヲ窃盜致候者

縣下三本木野開墾所へ土着為致候舊斗南貫屬共御救助米打切之義ニ付纏々

と差別無之候哉、此段相伺候間御指揮有之度候也。

相伺候處、御下渡米金目今勘定向如何相成候哉。右金穀悉皆消費有之候

得者、消費交換之現品は如何相成候哉、取調可致具状、尤處分之儀は此度私へ御委任ニ付、右事業永續之方御利益可相成哉、御取消之方可然哉、適実之方法更ニ可申立旨云々御指令ニ御座候。然ル處右事業私ニ於テハ成功之目的更ニ無御座候處より、前伺之通申立候譯ニテ、此上可致具状廉無御座候間、御指令御取消、今一応御商議被下度候。御下渡米金精勘定未済ニ有之候得共、大凡別紙積書之通遣拙候義ニ有之、依テハ現品并精算帳は、處分済之上遂テ取調可差出候。右一件書類取寂前岩倉殿へ差出置、手違之次第有之書類不全備故、右様御指令相成候事と被存候間、今改テ一件書類曩日之俣ニ不残差添、此段更ニ相伺候也。

明治七年一月二十九日

青森縣權令北代正臣

内務卿大久保利通殿

大藏卿大隈 重信殿

(題欠)

當縣廳内聴訟断獄事務、是迄取扱振自然御省之御扱振ト相違致居候テハ不相濟候處、此度幸聴訟課遠藤庸兵、須田義直之兩人他用ニ付出京罷在候間、不苦義ニ候ハ、時々昇省為仕、萬事見習且御教示ニ為預度、此段相伺候条、至急何分之義御沙汰希申候也。

七年一月八日

大藏省五等出仕兼青森縣權令北代正臣 ㊟

司法卿大木喬任殿

(朱筆)

承届候事

明治七年一月八日 ㊟

註

(1) その履歴は大略次の如くである。

天保七年六月一四日美濃大垣藩儒菱田毅斎の六男に生る。通称文蔵、字は土瑞、海鷗と号す。幕末藩老小原鉄心の知遇を得、藩学教官に拔擢され、ついで評定役兼待講。慶応四年三月二日徴士総裁局史官、同年一〇月二三日行政官權弁事、学校取調御用掛、教導局御用掛、待詔局御用掛など兼務、明治二年七月八日行政官大史、同年八月依願免本官、同三年二月七日、任大史、從六位、同月一九日任按察權判官、正六位(山田登事件で弘前に出張した)、同年八月一九日兼任民部權大丞、同年九月二八日任福島縣權知事、同四年一月二日任青森縣權令、同六年八月二四日免本官、位記返上、明治八年三月文部省書記、一三年三月二七日司法省雇、一四年五月一四日、同判事、同月一七日長崎上等裁判所詰、同年一〇月一五日広島控訴裁判所詰、一五年一月一八日依願免官、同年一月文部省御用掛庶務局兼内記所勤務、一六年五月六日宮内省御用掛兼編纂局編修委員、同年一月二四日文部省權少書記官、一八年三月六日非職、後東京にて私塾を開く。二八年三月九日没、六〇才。

青森縣權令免官後の菱田の経歴は、不遇ということであらう。

(1) 『百官履歴』、『青森県議会議史』ハ明治元—二十三年V五八—六〇頁等)

(2) この問題については松尾正人「明治前期における弘前藩士族の動向—山田登とその一派を中心として—」(『近代日本形成過程の研究』雄山閣所収)に詳細であり、本稿での理解には多くを負っている。

(3) 「弘前貫属者不穩一件」(前掲松尾論文より再引用)

(4) 塩谷恒太郎(良翰)『回顧録』ハ大正七年V

(5) 『弘前市史』ハ明治・大正・昭和篇Vによれば「明治六年の調査では、旧弘前藩士三七九〇人中、家禄五—二〇石の徴禄者が三二六五名で圧倒的に多く、最高給でも八〇石にすぎなかった」(一六頁)とある。なお同書七九—八二頁参照。

(6) 『青森縣史』Ⅷ(青森県編、歴史図書社)五一〇頁。

(7) 北代の履歴の概略は次の如くである。

高知県士族、通称忠吉。明治元年外国官御用掛、同二年任外務大録、二年民政部監督権正、従七位、ついで同省庶務正、同五年大蔵省六等出仕、同六年七月青森県出張、同年八月二〇日大蔵省五等出仕兼任青森県権令、七月一月一五日専任青森県権令、同年二月一〇日任内務省五等出仕、八年八月一日内務五等出仕兼任青森県権令、同月二〇日兼任を解き、後任内務省庶務局長、一三年一月司法省判事、一四年一〇月一五大阪府控訴裁判所詰、一八年四月二日東京控訴裁判所詰、第二期重罪裁判長、一九年四月一〇日農商務省参事官、奏任二等官、二〇年一月三〇日、総務局文

書課長兼務、二二年一月三〇日通信書記官文書課長、二四年三月三十一日依願免本官、明治四一年一月二五日没。(『明治過去帳』、前掲『青森県議会議史』)

(8) 前掲松尾論文。

(9) 前掲松尾論文、前掲『青森県議会議史』ハ明治元—二十三年V一一四—一二一頁、一五四—一五八頁。前掲『弘前市史』八二—八五頁。滝沢武雄「旧弘前藩廃卒の復籍録請願運動」(『史観』八六・八七)等参照。

また前掲『青森縣史』Ⅷ五〇四—五一四頁も参照。

(10) ここで研究史を概観することはできないが、近年國史研究会を中心とする藩政史研究の著しい進展に比して、一部新進の研究成果は現れていると思うが、近代史研究はまだこれからに期待される。後述したように史料の発掘が更に行われる必要がある。

(11) 拙稿史料紹介「明治一三年初の青森県情—佐々木高行奥羽巡視『復命書』より」上、下(『弘前大学國史研究』七〇号、七一号)同「本多庸一答申書(史料紹介)」(『青山史学』第八号)

(12) 本史料は和紙四丁を一綴としたもので、現在はその表紙をつけ一冊仕度となっている。なおこれは自筆のものとは推定される。

(13) 作間の履歴のその後は大略次の如くである。  
明治四年太政官少外史、七年権大外史、正六位、一〇年太政官権大書記官、一二年内閣権大書記官、一三年内閣大書記官、従五位、一六年七月二〇日岩倉右大臣葬儀御用掛、一七年九月元老院議員、従四位、同月一九日没、三九才。(『明治過去帳』)

(14) 本史料は「青森県」名入りの片面一〇行の野紙五一枚を一綴りとしたものである。本史料が品川文書に収められる伝来の事情は不明であるが、品川と内務省との関わりから考えると一般的には納得しうるであろう。

なお品川文書には、各地方に関する報告書や書類、記録が多く収められており、青森県に関するものも例えば旧斗南藩関係の書類が目についた。これらも今後調査の上紹介できる様にしたい。

(15) 以下の行論の便宜上、史料の目録の各項目に(1)~(17)の番号を付しておく。また内容と対比してもらえば明らかなように、No. (15)は項目だけで本文中には該当部分が無く、他方目録には書かれていないNo. (17)にあたる史料が末尾に存在する。結局一六項目あるということになる。

(16) No. (2)の史料には宛先がないが、内容から推して岩倉宛としておく。

(17) 前掲松尾論文、及び前掲『青森県議会史』一五四―一五九頁。

(青山学院大学教授)